

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況（国民健康保険関係）

1. 国民健康保険傷病手当金の支給

（1）概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、被用者（給与所得者）が休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）したことにより勤務することができなくなった場合に、傷病手当金を支給する。（令和2年1月から9月までの間で3日を超えて勤務できない日数分について、給与日額の3分の2を限度として支給。）

（2）これまでの対応状況等

- ・ 5月8日から各区、総合支所の国民健康保険担当課において申請受付を開始
- ・ 本市のホームページにおいて制度を周知
- ※ 7月8日時点で申請がない状況であり、改めて市政だより（8月号）で周知を図るほか、納付相談等の機会を捉えて適切に制度を案内していく予定。

2. 国民健康保険料の減免

（1）概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った場合、または収入が3割以上減少する見込みである等、一定の要件に該当する場合に保険料（令和2年2月～令和3年3月分）を減免する。

（2）これまでの対応状況等

- ・ 5月20日から各区、総合支所の国民健康保険担当課において申請受付を開始
- ・ 本市のホームページ及び市政だより（7月号）において制度を周知
- ・ 6月16日発送の令和2年度保険料決定通知書に制度のお知らせと申請書を同封

【申請件数】

約3,400件（7月8日時点）

※今後、新規加入世帯へ送付する保険料決定通知書に減免のお知らせと申請書を同封するほか、納付相談等の機会を捉えて適切に制度を案内していく予定。

3. 特定健診・特定保健指導の延期及び結果通知書の郵送対応

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症に係る国の通知を踏まえ、特定健診の実施時期を9月～令和3年1月（従来：6月～9月及び令和3年1月）に、特定保健指導を9月～令和3年3月（従来：6月～令和3年3月）に延期して実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、従来、受診者が来院して受け取っていた結果通知書について、受診者へ直接郵送することとする。

(2) これまでの対応状況等

- ・実施時期の延期について本市のホームページ及び市政だより（7月号）で周知したほか、各区、総合支所において延期のお知らせを掲示
 - ・6月16日発送の令和2年度保険料決定通知書の封筒に延期についてのお知らせを掲載
 - ・6月中旬に登録医療機関へ延期のお知らせの掲示を依頼
- ※今後、延期について、市政だより（8月号に）で改めて周知を図るとともに、8月下旬に対象者へ受診券を送付する際に、結果の受け取り方法の変更についても周知した上で、9月1日から特定健診を開始する予定。